

<新型コロナウイルス感染症対策>
6月から学校再開、
夏休みは8月8日～8月16日に短縮
～令和2年度における学校園の教育課程を決定～

三木市立学校園では、5月31日(日)まで臨時休校としているところですが、今後の教育活動については、地域ごとの感染状況を踏まえた新型コロナウイルス感染症の持続的な対策の必要性和子どもたちの健やかな学びの保障の両立を図るため、学校における感染拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、段階的に実施可能な教育活動から開始していくことの重要性が示されました。

国や兵庫県教育委員会の方針を踏まえ、このほど、教育委員会会議において学校再開後の教育課程の方針を決定いたしましたので、次のとおりお知らせします。

<小・中学校、特別支援学校>

1 令和2年度の学期について

- (1) 第1学期 4月1日から8月16日まで
(例年：4月1日から8月31日まで)
- (2) 第2学期 8月17日から12月31日まで
(例年：9月1日から12月31日まで)
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで (例年どおり)

2 令和2年度の休業日について

- (1) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで (例年どおり)
- (2) 臨時休業日 4月7日から5月31日まで
- (3) 夏季休業日 8月8日から8月16日まで (33日短縮)
(例年：7月21日から8月31日まで)
- (4) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日まで (2日短縮)
(例年：12月25日から1月6日まで)
- (5) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで (例年どおり)

3 令和2年度の授業日について

- (1) 第1学期 6月1日から8月7日まで
(例年：4月7日から7月20日まで)
- (2) 第2学期 8月17日から12月25日まで

(例年：9月1日から12月24日まで)

(3) 第3学期 1月6日から3月24日まで

(例年：1月7日から3月24日まで)

※国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日及び日曜日は休業日とする。

4 分散登校について

当面は学校での密集を避けるため、6月1日～6月14日は、学級分割隔日登校による分散登校を実施する。(5月26日～29日の登校方法と同様の扱いとする。)

なお、三木特別支援学校については、小学部、中学部を隔日登校とする。

5 小学校、三木特別支援学校の入学式について

令和2年6月2日とし、規模を縮小して実施する。

6 学校給食の開始について

6月3日から実施可能とし、各学校の実情に応じて開始日を設定する。

7 学校行事等について

授業時間数の確保及び新型コロナウイルスの感染防止の観点から、次のとおりとする。

- (1) 従来の形式での運動会、体育祭の体育的行事、音楽会、合唱祭、学習発表会、文化祭の学芸的行事は、今年度は実施しない。
- (2) 三木市小学校・特別支援学校連合音楽会、三木市中学校連合音楽会は、今年度は実施しない。
- (3) 自然学校(小学5年生対象)は、集団宿泊体験としては実施せず、日帰りの野外活動として2日間実施する。
- (4) 修学旅行は、1学期には実施せず、今後の感染状況等を見極めながら、2学期以降に実施の可否について検討する。
- (5) トライやる・ウィーク(中学2年生対象)は、現在の社会情勢では事業所の確保が困難であると想定されることから、従来の形式での活動は実施しない。代替として、社会体験活動のねらいである「社会に参画する態度や自ら考え、主体的に行動する力」の育成については、教育課程上に位置付け、キャリア教育等、他の学習活動の中で1日以上は実施する。
- (6) 環境体験事業(小学校3年生対象)は、感染症対策を講じた上で、学校の実情に応じて、可能な範囲で体験的な環境学習活動を実施する。校外で行う活動は、1学期には実施せず、今後の感染状況等を見極めながら、2学期以降に実施の可否について検討する。
- (7) 講師等(地域の方々を含む。)を招聘しての学習活動は、1学期には実施せず、今後の感染状況等を見極めながら、2学期以降に実施の可否について検討する。

8 校外活動について

当面の間、感染の拡大防止に努めることを前提とし、次の点に留意して活動の可否や延期、中止について判断する。

- (1) 感染症対策や集団感染のリスクへの対応が、十分に行えない場合は活動を見合わせる。
- (2) 感染リスクを下げるため、共有の施設がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける。
- (3) 集団感染のリスクが高まることから、長時間のバス等での移動は行わない。

9 学習指導について

各教科等の指導においては、感染症対策を講じた上で、それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序を変更するなど工夫する。

水泳指導については、感染予防の観点から今年度は実施しない。

10 部活動について

分散登校期間（6月1日～6月14日）における部活動は、感染予防を講じた上で、登校している生徒を対象に、平日2日、休日1日、各90分を上限として実施できるものとする。なお、対外試合、合同練習、合宿は行わない。

11 参観日・オープンスクールについて

感染防止への取組の徹底や当日に多数の人の出入りがあること等に鑑み、1学期は実施しない。2学期以降については、今後の感染状況等を見極めながら、実施の可否について検討する。

12 家庭訪問について

保護者や教職員の感染リスクを減らす観点から、今年度は家庭訪問を実施しない。学校の実情に応じて、必要があれば、希望者のみ個人懇談に代える等の代替措置を講じる。

個別の事情により行う家庭への訪問は、必要に応じて実施する。

13 イングリッシュキャンプについて

夏休みに実施しているイングリッシュキャンプは、今年度は実施しない。

<幼稚園等>

1 園の再開について

令和2年6月1日から再開し、1学期は6月1日～8月31日とし、その他の学期及び休業日については、変更しない。

2 幼稚園・公立認定こども園の入園式について

令和2年6月2日とし、規模を縮小して実施する。

3 その他

園行事については、今後の感染状況等を見極めながら、実施の可否について

検討する。

<就学前施設・アフタースクール>

感染防止の観点から、5月末日までは、現行の限定保育・限定利用の預かりとし、学校が分散登校を実施している間（6月1日～6月14日）は、可能な限り利用の自粛を要請する。

<学校施設等の貸出し>

分散登校期間（6月1日～6月14日）中の学校施設等の一般への貸出しは、許可しないこととする。

問い合わせ先 三木市教育委員会
教育振興部 学校教育課 電話 0794-82-2000（内線 3520）
教育振興部 教育・保育課 電話 0794-82-2000（内線 3541）